

公益財団法人ソフトピアジャパン デジタル変革推進事業
「事例紹介映像制作」委託業務 仕様書

仕様

以下の要件を満たし、事業効果が分かる3本以上の事例映像を制作、納品すること。

(映像制作)

- ・財団が指定する事例の候補（補助事業採択事業者）者の中から、事例紹介映像用のシナリオ及び絵コンテ等を作成し、財団及び候補者へ取材の了承を得ること。
- ・撮影先との連絡調整、事前取材、撮影及び編集に必要な機材、収録場所及び収録環境、インタビューア、モデル、イラスト、アニメーション、その他のデータ等、コンテンツ制作に必要な準備は受託者が行うこと。
- ・納品フォーマット以上の仕様で必要な素材を撮影、録音等すること。
- ・公開用に動画素材等を編集加工すること。適宜テロップや字幕、ナレーター等を追加もしくは用意し、視聴者が閲覧しやすくすること。なお、編集内容は事前に提案し、納品前に了承を得ること。
- ・映像毎に、撮影後、3週間以内に、納品チェック用の映像を財団に提出し、指摘事項があれば1週以内に修正した映像を提出すること。（財団の確認は最大3回とする）
- ・事例毎に適切かつ多様で異なる映像構成又は表現手法を計画することが望ましい。
- ・その他、独自の提案について提案し、財団と協議の上、実施すること。

(権利処理)

- ・制作する映像は、肖像権と著作権の処理をして、財団にすべての著作権（著作財産権、著作人格権、著作隣接権）が帰属、譲渡された状態にすること。
- ・法律により帰属、譲渡が出来ない権利（著作者人格権の一部）は不行使とすること、または不行使となる状態とすること。（但し、財団が公開した映像について、自己の能力を証明する資料として自身の管理内で提示することは、財団が別途通知するまで妨げない）

(秘密保持)

- ・本業務の履行に当たって知り得た情報は、第三者に公開してはならず、また漏洩することがないように必要な措置を講じなければならない。
- ・本業務で撮影、編集した映像データ、中間生成データ、納品データを財団の許諾なしに第三者に提供してはならず、また、契約終了時に消去しなければならない。

(費用)

- ・映像制作、納品、独自提案等に係る費用全てを受託者が負担することし、財団は受託者に

支払う契約金額以外のいかなる負担も行わないこと。

・受託者の瑕疵による係争が生じた場合は、事態を收拾するために必要な費用を受託者が負担すること。

(納品物)

1 映像毎に、下記の拡張子付データを USB (規格:USB3.1、容量 64GB 以上、Windows10 フォーマット) で納品すること。

- ・動作サイト (YouTube) に掲載する音声付動画ファイル。
 - ・動画仕様 MPEG-4(H.264) 解像度 1080p、フレームレート 60 以上
 - ・1 動画は 5～10 分程度とすること。
- ・YouTube に掲載するサムネイル画像
- ・撮影・録音データ、音楽、その他の使用した素材データ、および、編集ファイル。

(納品日)

・納品は 1 映像毎に撮影終了日から 40 日以内、又は令和 3 年 3 月 15 日のいずれか早い日に行うこと。

(支払日)

・財団は、全ての納品物の確認後、正当な請求書を受領した日から 30 日以内に、指定された口座に契約金額の振込をする。

(その他)

- ・本業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。
- ・本仕様に記載していない事項については、両者協議の上、決定するものとする。

(参考)

事例紹介映像の構成例ですが、提案内容は、これに限りません。

- ・事業者の概要 (実写)
- ・課題の現場と説明 (実写、インタビュー、イラスト等を含む)
- ・導入機器や取組みの説明 (実写、イラスト、アニメ等を含む)
- ・なぜ効果が上がったか仕組みの説明 (実写、イラスト、アニメ等を含む)
- ・具体的な効果の説明 (イラスト等を含む)
- ・IT 化をして良かったとの事業者コメント (インタビュー)